特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	乳幼児等医療費給付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、乳幼児医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	乳幼児等医療費給付に関する事務
②事務の概要	光市乳幼児等医療費助成要綱に基づき、乳幼児等の医療費の一部を当該乳幼児等の保護者に対し助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、もって児童の福祉の増進を図るため、受給者の資格確認、支払管理、統計処理を行っている。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・乳幼児等に対する医療費の助成に関する申請の受理等、その申請等に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、乳幼児等医療費受給者証の交付等、当該助成の支給及び返還に関する事務
③システムの名称	・乳幼児医療費システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
乳幼児等医療情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第33号）（以下「独自利用条例」という。）第4条第1項　別表第1の第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成二十八年特定個人情報保護委員会規則第五号）第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第1項 （情報提供） 情報提供は行わない	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部こども政策課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3009

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査			
実施の有無	[　] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	Ⅰ－7	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	Ⅰ－4－②	(情報照会)・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項　別表第1の第1項 (情報提供)情報提供は行わない	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年特定個人情報保護委員会規則第五号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第1項 (情報提供) 情報提供は行わない	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②	子ども家庭課長　西村　功	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	-	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅰ－8	福祉保健部子ども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3005	福祉保健部子ども家庭課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3009	事後	電話番号の修正
令和2年6月10日	Ⅱ－1	平成28年8月31日　時点	令和2年4月30日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ－2	平成28年8月31日　時点	令和2年4月30日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和4年7月22日	Ⅰ－4－②	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年特定個人情報保護委員会規則第五号)第2条	(情報照会) ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年特定個人情報保護委員会規則第五号)第2条	事後	番号法改正のため
令和6年3月29日	Ⅰ－1－③	・乳幼児医療費システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー	・乳幼児医療費システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年3月25日	Ⅰ－5－①、Ⅰ－8	福祉保健部子ども家庭課	福祉保健部こども政策課	事後	組織名称変更による
令和7年3月25日	Ⅰ－5－②	子ども家庭課長	こども政策課長	事後	組織名称変更による
令和7年3月25日	Ⅳ－8	―	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 「十分である」 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄」	事後	様式の変更によるもの
令和7年3月25日	Ⅳ－11	―	最も優先度が高いと考えられる対策 「3)　権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策」 当該対策は十分か 「十分である」 判断の根拠 「システムへのアクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。」	事後	様式の変更によるもの
令和8年3月23日	Ⅱ－1	対象人数:1，000人以上1万人未満	対象人数:1万人以上10万人未満	事後	制度改正等により対象者が増加したため
令和8年3月23日	Ⅱ－1	令和2年4月30日　時点	令和7年4月30日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－2	令和2年4月30日　時点	令和7年4月30日　時点	事後	保護評価の再実施のため